



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 土地改良区の定款の変更の認可（村づくり計画課） ..... 1
- 区営土地改良事業計画変更の適当の決定（村づくり計画課） ..... 1
- 区営土地改良事業計画変更の認可・2件（村づくり計画課） ..... 1
- 民有保安林の指定の予定（森林管理課） ..... 2
- 民有保安林の指定の解除の予定（森林管理課） ..... 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定（海岸防災課） ..... 3

### 公安委員会事項

- 沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例の規定による安全対策優良海域  
レジャー提供業者の指定 ..... 4

## 告 示

### 沖縄県告示第418号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成30年11月 2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 土地改良区の名称 羽地大川土地改良区
- 2 認可年月日 平成30年10月23日

### 沖縄県告示第419号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、久米島町仲里土地改良区から申請のあった久米島町仲里土地改良区地区土地改良事業（農業用排水施設・農業用道路）計画の変更について、平成30年10月22日その申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年11月 2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業変更計画書及び定款の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成30年11月 5日から同年12月 3日まで
- 3 縦覧に供する場所 久米島町役場
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

### 沖縄県告示第420号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、区営土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年11月 2日

沖繩県知事 玉 城 康 裕

- 1 土地改良事業を行う者の名称 伊是名村土地改良区
- 2 地区名及び事業名
  - (1) 地区名 伊是名村土地改良区地区
  - (2) 事業名 土地改良事業（農業用排水施設・農業用道路）
- 3 認可年月日 平成30年10月23日

**沖繩県告示第421号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、区営土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年11月 2日

沖繩県知事 玉 城 康 裕

- 1 土地改良事業を行う者の名称 羽地大川土地改良区
- 2 地区名及び事業名
  - (1) 地区名 羽地大川土地改良区地区
  - (2) 事業名 土地改良事業（農業用排水施設）
- 3 認可年月日 平成30年10月23日

**沖繩県告示第422号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成30年11月 2日

沖繩県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定予定保安林の所在場所 名護市字喜瀬伊部原1992番・1993番・2009番1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 潮害の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖繩県農林水産部森林管理課及び沖繩県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

**沖繩県告示第423号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成30年11月 2日

沖繩県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除予定保安林の所在場所 宮古島市伊良部字伊良部北下地1494番1・1494番3・1494番5・1494番8（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を沖繩県農林水産部森林管理課及び沖繩県宮古農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。）

## 沖縄県告示第424号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年11月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
有銘(1)－1	東村字有銘の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
有銘(1)－2	東村字有銘の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
有銘(1)－3	東村字有銘の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
有銘(2)	東村字有銘の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
有銘(3)	東村字有銘の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
有銘(4)	東村字有銘の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
有銘(5)－1	東村字有銘の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
有銘(5)－2	東村字有銘の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
有銘(6)－1	東村字有銘の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
有銘(6)－2	東村字有銘の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
有銘(6)－3	東村字有銘の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
有銘(7)	東村字有銘の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
有銘(9)	東村字有銘の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
有銘(10)	東村字有銘の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
有銘(11)	東村字有銘の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
有銘(12)－1	東村字有銘の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
有銘(12)－2	東村字有銘の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
有銘(12)－3	東村字有銘の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

有銘13	東村字有銘の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
川田(1)-1	東村字川田の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
川田(1)-2	東村字川田の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
川田(2)	東村字川田の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
川田(3)	東村字川田の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
慶佐次	東村字慶佐次の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
高江(1)-1	東村字高江の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
高江(1)-2	東村字高江の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
高江(1)-3	東村字高江の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
高江(1)-4	東村字高江の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
高江(1)-5	東村字高江の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
高江(1)-6	東村字高江の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
高江(2)	東村字高江の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
高江(3)	東村字高江の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
有銘303-A14-14	東村字石田の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
有銘303-A14-32	東村字有銘の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
有銘川303-B14-29	東村字有銘の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
慶佐次川303-A15-01	東村字慶佐次の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。)

## 公安委員会事項

### 沖縄県公安委員会告示第244号

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（平成5年沖縄県条例第29号）第18条第1項の規定により、安全対策優良海域レジャー提供業者を次のとおり指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成30年11月2日

沖縄県公安委員会

業種	事業所名	業者名	指定期間
海水浴場	オクマビーチ	株式会社琉球ホテルリゾートオクマ (代表取締役) 佐藤健人	平成30年9月27日から 平成31年9月26日まで
プレジャー ボート提供業	備瀬マリンレジャー	株式会社備瀬観光企画 (代表取締役) 稲嶺文三	平成30年8月10日から 平成31年8月9日まで
	株式会社琉球ホテル リゾートオクマ	株式会社琉球ホテルリゾートオクマ (代表取締役) 佐藤健人	平成30年8月23日から 平成31年8月22日まで
	有限会社NEWS	有限会社NEWS (代表取締役) 万田寿也	同上
	ネイチャーサービス マハエ	ネイチャーサービスマハエ (代表) 木下彰	同上
	マリンアイランド	マリンアイランド (代表者) 徳田直司	同上
	有限会社うみあつ チャー	有限会社うみあつチャー (代表) 中川隆行	平成30年9月14日から 平成31年9月13日まで
	西表島カヌーツアー 風車	合同会社風車 (代表社員) 大谷修一	同上
	瀬長島マリンサー ビス	株式会社ナギ (代表取締役) 稲村雅司	平成30年9月27日から 平成31年9月26日まで
	パラダイス倶楽部	株式会社大江戸商事 (代表取締役) 高澤俊幸	同上
	有限会社ウエストマ リン	有限会社ウエストマリン (代表取締役) 國吉健	同上
	ブルーアイズ	株式会社Blue Eyes (代表取締役) 島袋友聡	同上
	有限会社ニライカナ イ	有限会社ニライカナイ (代表取締役) 加蘭明宏	平成30年10月6日から 平成31年10月5日まで
	西表島コロンプス	西表島コロンプス (代表者) 前田博文	同上
	株式会社マレア・ク リエイト	株式会社マレア・クリエイト (代表取締役) 鳥居敏	同上
潜水業	ザンマリン	ザンマリン (代表者) 玉城善忠	平成30年8月10日から 平成31年8月9日まで
	沖縄ダイビングサー ビス バナナリーフ	有限会社バナナリーフ (代表取締役) 神谷和樹	同上
	キープブルー	株式会社キープブルー (代表取締役) 井上尚志	同上
	ラピスマリンスポ ーツ	ラピスマリンスポーツ (代表者) 伊藤朋宏	同上
	株式会社琉球ホテル リゾートオクマ	株式会社琉球ホテルリゾートオクマ (代表取締役) 佐藤健人	平成30年8月23日から 平成31年8月22日まで
	有限会社NEWS	有限会社NEWS	同上

		(代表取締役) 万田寿也	
ココオーシャン	ココオーシャン (代表者) 小林宏至		同上
CHABA G u a	CHABA G u a (代表者) 小林宏行		同上
瀬長島マリンサービス	株式会社ナギ (代表取締役) 稲村雅司		平成30年9月27日から 平成31年9月26日まで
パラダイス倶楽部	株式会社大江戸商事 (代表取締役) 高澤俊幸		同上
株式会社アイランド倶楽部	株式会社アイランド倶楽部 (代表取締役) 今日一良		同上

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
---	--